

## 西神・名谷地域の住民のための買い物支援事業補助金交付要綱

令和6年3月19日 局長決定

令和6年4月1日 改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西神・名谷地域の住民への買い物支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 西神・名谷地域内の神戸市が開発した住宅団地において、神戸市が計画し設置した名谷北センター、みかたプラザ、たけのプラザ、かりばプラザ(以下、「対象近隣センター」という。)の食品スーパーの退店により、日常生活の買物が困難となった住民に対する買物支援を目的に実施する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において「臨時店舗(移動店舗)」とは、対象近隣センター又はその周辺で市が指定する場所において、あらかじめ日時を設定して、食料品その他日用品を販売する店舗をいう。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、第2条の目的を達成するために実施する臨時店舗(移動店舗)を行う事業をいう。ただし、次の各号に定める要件を満たすものに限る。

(1) 1日あたり営業時間が1ヵ所につき原則2時間以上であること

(2) 補助対象期間中の営業日数が1ヵ所につき原則複数日であること

2 前項の規定にかかわらず、この補助金の交付となる経費(以下「補助対象経費」という。)に対し、国又は地方公共団体等から補助金、助成金等の交付を受けている場合は、この補助金の交付対象外とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象事業の実施予定日から対象近隣センターにおいて食品スーパー等が新たに開店するまでの期間とする。

(補助対象事業者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者(以下、「補助対象事業者」という。)は、第4条の補助対象事業を行う者とする。

(欠格事由)

第7条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の営業を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。以下同じ。))を、法人以外の団体(以下「法人等」という。))にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。))が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。))
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象経費)

第8条 補助金交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、補助対象期間中における別表1に定める額の合計額とする。ただし、1日あたりの上限を3万円とする。

2 前項により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、この要綱に基づき補助金の交付を申請するときは、市長が定める期日までに交付申請書（様式第1号）とともに、次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による交付の申請があった場合において、当該申請内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、交付の決定をする場合において、補助金の目的及び適正な執行に必要なと認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及び条件等について、交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に対し、その旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付が不相当と認めるときは、不交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(事業の変更、中止等)

第12条 補助対象事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第5号）又は中止承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、変更承認通知書（様式第7号）又は中止承認通知書（様式第8号）により、補助対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助対象事業者は、事業完了日から30日以内又は当該年度の末日（土曜、日曜に当たる場合は、その前の開庁日）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）とともに、次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施結果報告書（様式第10号）
- (2) 補助事業の実施に要した経費の収支を証する書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付額を確定し、交付確定通知書（様式第11号）により、補助対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により内容が不適正であると認めたときは、補助金の不交付額を確定し、不交付確定通知書（様式第4号）により、補助対象団体に対し、その旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象団体に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助対象団体が次の各号に定めるいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - (5) 補助対象事業者又は構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例若しくはこの規則の規定に違反したとき又はこの規則の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、交付決定取消通知書（様式第 13 号）により、速やかに補助対象団体に対し、その旨を通知するものとする。
  - 4 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

#### （補助の条件）

第 17 条 補助金の交付目的を達成するため、補助対象事業者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業者の代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

#### （状況報告及び調査）

第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、補助対象事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

#### （その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、都市局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第8条及び第9条関係)

補助対象経費	1日当たりの補助基準額								
人件費相当額	補助対象事業者が食料品その他日用品の販売に要する時間(準備、移動等を含む。)に応じ必要となる人件費相当額とし、1時間当たりの補助基準額を1,167円/人とする。								
燃料費	補助対象事業者が事業所を出発し、臨時店舗(移動店舗)事業を行い事業所へ戻ってくるまでの走行距離に応じて、以下に定める額 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">1日の走行距離</th><th colspan="2">補助基準額</th></tr><tr><th>ガソリン</th><th>軽油</th></tr></thead><tbody><tr><td>10kmまで</td><td>170円</td><td>149円</td></tr></tbody></table> ※10kmを超えた場合は、10kmを超える毎に上記補助基準額を加算する。	1日の走行距離	補助基準額		ガソリン	軽油	10kmまで	170円	149円
1日の走行距離	補助基準額								
	ガソリン	軽油							
10kmまで	170円	149円							
その他必要な経費	車両、テーブル、テント、保冷クーラー等の借上料、イベント保険料、その他市長が必要と認めた経費								